

## 教育・保育提供区域について（案）

### 「教育・保育提供区域」とは

「子ども・子育て支援法第 61 条」により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられている。

その区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければならない。

### **【国の区域設定における考え】**（子ども・子育て支援法に基づく基本指針案）

- 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める
- 教育・保育施設及び地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえる
- 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる
- 教育・保育施設等及び地域子ども子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、区分または事業ごとに設定することができる